

### 第3回政策評価審議会（第4回政策評価制度部会との合同） 議事録

1. 日 時 平成27年11月17日(火)13時30分から15時30分

2. 場 所 中央合同庁舎第2号館 総務省第1会議室

3. 出席者

(委員)

岡素之会長、谷藤悦史会長代理（政策評価制度部会長）、牛尾陽子委員（政策評価制度部会長代理）、松浦正敬委員、山口昌紀委員、薄井充裕臨時委員、森田朗臨時委員、小野達也専門委員、加藤浩徳専門委員、岸本充生専門委員、堤盛人専門委員

(総務省)

土屋総務副大臣、古賀総務大臣政務官、笹島総務審議官、新井行政評価局長、讃岐官房審議官、古市官房審議官、吉開総務課長、中井企画課長、菅原政策評価課長、佐分利評価監視官、平野企画課企画官

4. 議題

- 1 行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方について
- 2 グローバル人材育成の推進に関する政策評価について
- 3 政策評価制度部会における取組状況について

5. 資料

資料1 行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方（素案）

資料2 グローバル人材育成の推進に関する政策評価の概要

資料3 政策評価制度部会における取組状況

資料4 次回以降の審議日程

参考資料1 過去3年における行政評価局調査の実績（平成24年度～26年度）

参考資料2 「行政評価局調査テーマのアイデア募集」の結果

参考資料3 グローバル人材育成の推進に関する政策評価（関連資料）

参考資料4 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果

参考資料5 食育の推進に関する政策評価＜評価結果に基づく意見＞

## 6. 議事録

（岡会長） 定刻となりましたので、第3回政策評価審議会と第4回政策評価制度部会の合同会合を開会いたします。

本日は、御多忙の中、土屋副大臣、古賀大臣政務官にお越しいただいておりますので、会議に先立ちまして御挨拶を頂戴したいと思います。

それでは、まず、土屋副大臣、よろしく願いいたします。

（土屋副大臣） 皆様、初めまして。先月の10月9日から副大臣を拝命いたしました土屋でございます。政策評価の委員の皆様方におかれましては、岡会長を始め委員の先生方、また、専門委員の皆様方に大変お世話になり、的確な提言を頂いて誠にうれしく思っている次第でございます。

国の官庁は、法律別、そして分野別かつ省庁別の政策体系となっておりますし、また、余計なことはできないような仕組みになっているだけに、どうしても硬直化し、非常に前例踏襲ということが多いわけでありまして。もともと官僚制度というのはそういう継続反復、そういうことの管理の統制のためにできたわけですから、それは性格上やむを得ないにしても、世の中の情勢に合わせながら、新しいこと、関連する分野、あるいは見落としていくこと、こういうことにもきちっと目を向けて、きちっと筋を通しながら柔軟な発想が必要なのではなかろうかと、このように存じます。

私、古賀政務官、また大臣ともども、この任務に携わっているわけでありまして、政治家がこういうポストにつくことの意味は、皆様方を含めてお知恵をお借りしながら、本来硬直的になりがちな官僚組織をその本来持つ優秀性を発揮しながらかじ取りをしていく、こういうことが私たちの役割ではなかろうかと、このように考えている次第でございます。また、時代が変わるとともに様々な政策に対するニーズも変わっていくと思います。私、国会議員になる前は武蔵野市の市長をしておりましたが、20年前の11月26日、全国で初めてのコミュニティバスである、ムーバスというのを作りました。ちょうど20年になるわけですが、今や全国1,216の自治体に取り入れられ、3,200路線が国民の毛細血管のように張り巡らされております。これは市から始まったのですが、今は「地域公共交通の活性化及

び再生に関する法律」という法律もでき、きちっとした法の体系の中で、行政をやっているわけであります。どうぞ皆様方の知見をいかしながら、行政のニーズは現場にありということ、御専門をいかしながら貴重な御提言をいただければと思います。

会長を始め皆さん方が「こんなことどうだ」ということがあれば、何なりとまた古賀政務官なり私にお申し付けいただければと思います。どうぞこれからもよろしく願いいたします。

(岡会長) 副大臣、ありがとうございました。

引き続きまして、古賀大臣政務官からも御挨拶いただきたいと思ひます。よろしく願いいたします。

(古賀政務官) 皆様、こんにちは。先般、大臣政務官を拝命いたしました古賀篤と申します。私は政治家になる前に、15年間、財務省に所属しておりました。当時の経験あるいは当時の自分自身の反省も踏まえて申し上げますと、やはり各制度あるいは政策を改善していく、より良いものにしていく、そして国民の方が望まれるものに変えていく、あるいは効率化をより図っていく、そういうためにも、日々、既存の制度あるいは政策を検証して、次につなげるといったプロセスが大変大事だと認識をしているところでございます。それは、私だけでなく、政府全体でも共有されていることだと承知をしているところであります。

この政策評価審議会におきましては、岡会長、また、谷藤会長代理を始め各委員の皆様方が、それぞれの専門分野の高い知見に基づいて、政策評価の在り方あるいは行政評価局の調査といったものについて大変熱心に御審議いただいていると承知をしているところでございます。私も担当政務官として一所懸命これから取組をさせていただきたいと考えているところであります。

皆様方の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(岡会長) 政務官、ありがとうございました。

副大臣と大臣政務官は、公務のため、ここで退室されます。ありがとうございました。

(土屋副大臣、古賀政務官退室)

(岡会長) それでは、本日の具体的な審議に先立ち、当審議会の委員構成について御報告がござひます。去る10月22日付で藤井眞理子委員がラトビア大使に就任されたことに伴ひ、当審議会の委員を御退任されました。我々としては大変残念ではござひますが、藤井

委員が新天地においてもますます御活躍されることを祈念したいと思います。

藤井委員は、政策評価制度部会の部会長代理も務められておりましたので、後任の部会長代理を指名する必要があるがございます。谷藤部会長から御指名をお願いしたいと思います。

(谷藤会長代理) 政策評価審議会令第5条第5項では、部会長が部会に属する委員から部会長代理を指名することとされております。藤井眞理子委員の退任につきまして、次に牛尾委員に部会長代理をお願いしたいと存じます。牛尾委員、皆様、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(谷藤会長代理) 異議なしと認めます。

それでは、牛尾委員に一言御挨拶をお願い申し上げます。

(牛尾委員) 牛尾でございます。どうかよろしく願い申し上げます。大変微力ではございますが、政策評価の更なる進展のために少しでも尽力したいと思います。どうか今後ともよろしく願いいたします。

(岡会長) ありがとうございます。牛尾委員、委員の皆様、引き続きよろしく願いしたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

まずは、行政評価局調査のテーマ選定に関する「中長期的な考え方」について審議を行います。本件につきましては、7月31日の第2回審議会において、谷藤会長代理、藤井委員、森田臨時委員に「中長期的な考え方」の素案を作成いただくこととしたところがございます。谷藤会長代理からこの素案についての御説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(谷藤会長代理) ありがとうございます。7月31日の会議におきまして、藤井委員、森田臨時委員とともに会長から指名をいただき、三者で行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方を取りまとめてほしいという要請をいただきました。その後、三者で検討を進めてまいりましたが、藤井委員が御退任されたために、最終的には私と森田臨時委員で資料1を作成いたしました。

最初に、その内容につきまして事務局から説明をしていただきます。よろしく願い申し上げます。

(中井企画課長) それでは、資料に基づきまして御説明をさせていただきます。資料1「行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方(素案)」という形で御準備をし

ております。

まず、この素案は、前回審議会に、その時点で担当でございました藤井委員と森田臨時委員から御提出をいただきました「問題意識」というペーパーを基に、第2回の審議会で御議論いただいた御意見を踏まえて、谷藤先生に加わっていただき、今御紹介ございました三者で御議論いただいた結果でございます。

「1. 問題意識」という部分でございますが、これは正に今の行政に対する現状認識、特に行政評価局調査との関連において、どのような点を課題として見るかということでございます。4点ございます。

1点目が、7月31日の会議でも御議論ございましたが、時代の変化に伴う行政の対応ということでございます。経済社会環境の変化や前回の審議会でも御議論ございました科学技術等の進歩等があり、こうしたことに対して行政が対応できているのかどうかというのが1点目でございます。2点目が、国の重点政策という点でございます。御承知のとおりでございますが、行政課題の複雑化・高度化によりまして、府省横断的なものが増えてございます。要は、一つの府省の政策だけを見ては政策の全体像が分からなくなっているのではないかとということが二点目でございます。3点目が、公共サービス提供主体の多様化の問題でございます。正に今の財政状況を見ましても、行政が全ての分野をカバーして何でもかんでもやることはできなくなっているという状況であり、国、それから地方公共団体についても資源の集中を図っているところでございます。そうしたできなくなっている部分について、肩代わりというわけではないですが、例えばNPOや社会起業家を含めた民間企業において、こうした社会的課題の解決に取り組んでいらっしゃる部分がたくさんございます。こうした結果、要は、狭い意味での行政だけを見ていて、その施策若しくは公共サービスの全体像が分からなくなっているのではないかとということが、3点目でございます。それから4点目でございますが、複数の施策・事業分野に共通した政策視点ということでございます。これは正に、一見それぞれの行政分野においてばらばらに行われているような施策若しくは事業でございまして、実は横串を通して共通の視点を持って見た場合には、何かそこで見えてくるものがあるのではないのかというのが4点目でございます。

こうした四つの点について、今の行政についての現状認識、課題認識ということで挙げていただいております。

こうしたものを踏まえて、これらに対して行政評価局がどのようなスタンスで調査を行

っていくのか、どのようなことを強みとして行っていくことに意義があるのかということが、「2. 行政評価局調査の意義」でございます。

このペーパーは、最終的には審議会として御決定いただいて、もちろん総務省に対して御提言をいただくわけですが、世の中に対しても公表していただきます。そのため、そもそも世の中の多くの方が行政評価局の調査って何だろう、何のためにやっているのだろうかということも御存じないということをお前提に、最初の部分については、行政評価局調査は何のためにやっているのかということを書いてございます。行政の不断の見直し、質の向上、国民の行政に対する信頼確保等々、いわゆる行政運営の改善のために総務省は行っているということでございます。具体的な手法としましては、一つは、いわゆる政策評価の一形態でございます「統一性・総合性確保評価」。もう一つは、かつては行政監察と呼んでおりましたが、「行政評価・監視」がでございます。我々はこの二つの手法を用いて、調査を行っているということでございます。こうした調査をもって、いろいろな課題の抽出等を行っているわけですが、当然のことながら、それぞれの施策・事業を行っている各府省においても、自ら評価をして、改善をするマネジメントサイクルを回しているわけでございます。そうした中において、我々評価専担部局としての行政評価局が調査を行うことの意味合いでございますが、実際に事業を担当する府省とは異なる立場からその事業を見ること、若しくは、一つの府省の政策だけを見ていては分からない場合に、全体を俯瞰して横断的な観点からチェックを行うことが正に行政評価局調査を行う意義であろうと。加えまして、我々本省だけではなく、各ブロック機関、各都道府県に事務所を置いております。正に現場でどうなっているかということを実地に調査をして、そうした中から実態把握若しくは課題の抽出を行い、必要に応じてその改善方を勧告するというをやっているわけでございます。こうした活動から発掘する行政課題には、複数府省に関係しているようなもの、国民と公共サービス提供側との間にかい離があるもの、7月31日の会議でも御議論ございましたが、それぞれの施策・事業の中でポテンヒットになっているようなもの、霞が関とそれぞれの公共サービスを提供する現場の間にかい離があるようなもの、様々ございます。こうした行政課題について総務省が行政評価局調査を行って、課題の実態を把握、改善策の提示を行うことに意義があるのではないのかということでございます。

こうした意義を踏まえて、実際に我々がテーマを選定するに当たってどういった考え方で進めていくべきかということでございますが、「3. 中長期的なテーマ選定の考え方・視

点」ということで、このペーパーの一番コアの部分になります。毎年、行政評価局で調査をさせていただいております。近年は年間大体10本から12本程度、調査をさせていただいております。ただ、7月31日の会議でも議論がございましたが、正に限られたリソースでございますので、それをいかに有効に活用して調査を行うか、きちんとした考え方に基づいて、先ほど申し上げた行政評価局調査をやることの意義、その強みをいかすためには、どのような考え方に基づいてその調査を行うべきかということでございます。視点を①から④まで挙げていただいております。この視点①から④は、それぞれ先ほどの1番のパラグラフの四つの現状認識に対応した形になっております。さらに、視点①から④のそれぞれの構成でございますが、二段構成にしておりまして、例えば視点①で御覧いただくと、「時の経過に伴う」から始まる段落が一つ目、後段としまして「当審議会としては」から始まる段落が二つ目でございます。視点①から④に共通でございますが、こうした二段構成にしまして、前段の部分では大きな考え方、いわゆる哲学と言ってもよろしいかと思いますが、こうした考え方について記述をしております。後段の部分については、前段の考え方に基づいて当面の具体的なテーマへの落とし込みについてはどのように考えるかを書いてございます。

「視点①：経済社会環境の変化に即した見直し」でございますが、例えば前回も御議論ございました技術の進歩でございますとか、国民の関心・意識・行政に対する考え方の変化、それから人口構成の変化、こうした経済社会環境の変化に即して行政が対応できているかと。新たな行政ニーズが発生したことや行政ニーズがなくなっていることは的確に反映されているかという点についての見直しが必要なのではないかということでございます。具体的にそれをテーマに落とし込む段階におきましては、正に受益者のニーズに応じた施策・事業の見直し、それから現行の施策・事業では対応できない課題への対応、技術進歩に伴う施策・事業の在り方の検証、制度創設から長期にわたって見直しが行われていない制度を運用する施策の検証などを念頭に、テーマを検討ということで掲げているところでございます。

「視点②：国としての重点政策に係る府省横断的な課題把握」でございますが、先ほど申し上げたとおり、昨今の重点政策は、一つの府省の政策では収まらず府省横断的になっております。一般的には、内閣官房や内閣府で基本方針を定めて、その基本方針に基づいて個々の府省が施策や事業を推進するというようになっておりますが、その双方をチェックして全体像を把握するというところでございます。具体的には、ここは正に重点政策とい

うことでございますので、近年の重点政策として取り上げられている、経済成長への貢献、高齢社会への対応、子ども・子育て支援、女性活躍推進等々を念頭にテーマを検討ということでございます。

それから、「視点③：公共サービス提供の多様化に対応した国民目線の課題把握」でございます。先ほど申し上げたとおり、NPOや民間企業等、広い意味での公共サービスを提供する話が出てきている中で、行政とこうしたほかの提供主体との間で方向性がきちんと共有されているのか、同じ方向を向いているのかということでございます。ここで目指す目標が共有されているかどうかをきちんと見極めるというアプローチが一つございます。逆に、方向性はそろっていても、それが屋上屋を架していたり、競合していたりはしないかということが別のアプローチでございます。具体的なテーマへの落とし込みとしましては、こうした行政以外の公共サービスの提供主体がたくさん生まれてきているような分野、例えば社会福祉ですとか、環境ですとか、いろいろな最近の動きを反映した分野だと思います。こうした事業分野について調査を行っていくべきではないのかというのが視点③でございます。

「視点④：共通の政策視点を持った総合的なアプローチ」でございますが、複数の施策・事業分野に共通の視点を持って総合的な評価を行うようなアプローチをしていくべきではないかということでございます。具体的な落とし込みとしましては、当面ではございますが、申請手続・調達手続等の国民目線からの見直し、行政のICT化に伴う公共サービスの在り方の変化などを念頭に検討してはどうかということでございます。

以上4点がこの中長期の考え方ということでございます。では、この視点①から④で我々が行う調査を全て説明し切れるかということ、必ずしもそうではないのではないかという御議論がございます。ここに書いてございますが、我々は、先ほど申し上げたとおり各都道府県に事務所等を持っておりまして、例えば行政相談でございますとか、国民・住民からのニーズをくみ上げるような、吸い上げるような機能を持っております。そうしたところから正にボトムアップで上がってくるような、ここには「国民生活に密着した身近な行政課題」と書かせていただいておりますが、こうしたものを取り上げることもあってしかるべきなのだろうと思います。さらには、急に発生したような臨時的なものに対して調査を行うことが適当な場合だってあるだろうということ、そうした場合には、この視点①から④にかかわらず、調査を行うことはもちろん排除されないということでございます。次の4ページの「また、」で始まるところにつきましては、毎年、我々、調査のテーマを決め



るわけですが、1回テーマを決めました後に、これをローリングして見直していくことも必要なのではないかということが、「また、」で書いている部分の意味でございます。

「4. テーマ検討に当たっての考え方の見直し」でございますが、これはこのペーパーそのものについての位置付けのお話でございます。実際にこうした考え方を定めていただいた後において、また状況の変化等ございましたら、当然、ここで掲げた考え方についても変わっていくわけでございます。特に、先ほど「3. 中長期的なテーマ選定の考え方・視点」のところでは二段構成と申し上げましたが、後段の部分ですね、当面の具体的なテーマへの落とし込みの部分について、こちらは中長期、3～5年程度を念頭に見直しをするのだらうと思います。前段の大きな考え方は、そうそう簡単に変わるわけではないのでしょうけれども、必要に応じてその在り方を見直していくのではないのかということで、このペーパーを位置付けているところでございます。

これが中長期的な考え方の素案でございますが、少し抽象的なお話でございます。そのため、まだ途中段階のものでございますが、委員限りで席上にもう一つ資料を御準備させていただいております。28年度着手が有望な行政評価局調査テーマとして検討しているものをお手元にお配りしております。こちらは、まだ我々としても決定をしたわけではございませんが、来年度こうしたことを調査してはどうかということを考えております。これは、今回の中長期の考え方を御検討いただくに当たって少しイメージを作ってもらうために御提示をさせていただくものでございます。

①から④まで分類をして記述をさせていただいておりますが、これも我々が便宜、振り分けさせていただいたので、必ずしも1対1対応ではございません。複数のものにまたがるものもあるかと思いますが、一番関連が深いと思うものに、現状、分類をさせていただいております。例えば、視点①「経済社会環境の変化に即した見直し」の中で、少子高齢化の進行とか、感染症の発生・拡大の危険とか、新規行政施策に対応したテーマ案を掲げておりますし、視点②の「国としての重点政策に係る府省横断的な課題把握」の中で、経済再生・地方創生、それから安心につながる社会保障、教育再生とございますが、かなり重複する部分もあるのではないかと考えております。視点③の「公共サービス提供の多様化に対応した国民目線の課題把握」若しくは視点④の「共通の政策視点を持った総合的なアプローチ」についても、今、便宜、ここに分類をしたようなテーマを掲げさせていただいておりますが、イメージで言えば、ベン図のように、この四つの丸の中で幾つかの重な

る部分があるような形で、実際には分類がされ得るのではないのかとっております。こうしたものを、今回御提示いただく中長期的な考え方も少し念頭に置きながら、テーマ選定として進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

私からの説明は以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明に関し、谷藤会長代理、森田臨時委員から、何か追加の御意見、御説明があればお願いしたいと思っております。

(谷藤会長代理) 今の御説明でほぼ言い尽くされているところでございますが、基本的な思いといたしましては次のような考え方がございました。行政評価局調査のテーマに関してこういうことをやりますよということを、実施官庁及び行政の最前線である各地方公共団体に提示しますと、ある種の唐突感、何でこのテーマなのかというような印象を抱かれるようにしたくないというのが基本的な考え方でございます。行政評価局調査のテーマは、ある一貫した方針に基づいて選定しているのだということを明示したいということが狙いでございます。

どのような視点に立っているのかということが、今日お示しした内容でございます。こういう視点に基づいて、中長期的な行政課題を審査するのだということを周知徹底したいというのが基本的立場であるということを申し述べたいと思っております。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。

森田臨時委員、御意見がございましたらお願いいたします。

(森田臨時委員) 既に事務局と谷藤先生からお話があったところですが、今、谷藤先生がおっしゃいましたように、しっかりとした調査の軸を立てるということと、しかし、現状の課題はかなりいろいろと変わってまいりますので、それに対して柔軟に対応できるということで、事務局から説明もありましたように、それぞれの部分につきましては二段構えの説明になっております。それを最終的にレビューするということは、資料1の「4. テーマ検討に当たっての考え方の見直し」のところを書いてあるということです。そうした一つの基本的な考え方を示したものとして御提示させていただいたということでございます。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、資料1の素案につきまして、これから意見交換を行いたいと思っております。どな

たからでも結構でございます。御意見あるいは御質問がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(加藤専門委員) 一つよろしいでしょうか。

(岡会長) 加藤専門委員、どうぞ。

(加藤専門委員) 御説明ありがとうございます。とても分かりやすくなっており、説得力のある分類になっていると思いました。視点に基づいて分類ができるということはよく分かったのですが、これを用いるとどのようにテーマが出てくるのかというところについては、必ずしも今の御説明だけでは分かりませんでした。

このマトリックスのようなものをある種の発想ツールとして用いてアイデアを思いつき、そこからテーマを見いだすのが一つの方法だと思います。これは一種のトップダウン型のアプローチだと思うのですが、一方で、各省庁からこういうことをやってくれないかという要望をまとめるボトムアップ型のテーマ発見方法もあると考えます。提案されている四つの視点をうまく活用しながら、具体的にどうやってテーマを発見するのかという点について、お考えがあるようであれば教えていただければ幸いです。

(岡会長) ありがとうございます。とりあえず事務局から説明をお願いします。

(中井企画課長) ありがとうございます。正に加藤先生がおっしゃったとおり、中長期的な考え方があって、それで自動的にテーマが出てくるわけではございません。我々は実際に社会で起こっている事象を捉えて、それに基づいて実際にどういったことを調査するかというテーマの選定を行うわけでございます。そのときの一つのよって立つものがこの中長期的な考え方だと思っております。実際にこういう抽象的な概念そのものからテーマが出てくるわけではもちろんないと思っております。したがって、実際には世の中で起こっている出来事に基づいて、我々本省におきまして、例えば関係府省と意見交換やいろいろなキャッチボールをさせていただく中で、問題点を把握することもございますし、また、事務所等出先機関がいろいろなところでニーズ若しくは問題意識のシーズ（種）を発掘してくることもございますが、これらを我々の調査に反映させていく中で、この中長期的な考え方を少し意識しながら、どういったことに基づいて我々の調査に昇華をさせていくかということを考えていくのかなというふうには考えてございます。

(岡会長) 加藤専門委員、よろしいですか。

(加藤専門委員) 実際のテーマの発見は両方をいろいろ使い分けつつ柔軟に行う一方で、この中長期的な考え方はあくまでも明確に説明するための方法の一種であると理解してよ

ろしいのでしょうか。

(岡会長) 中井企画課長。

(中井企画課長) 説明だけと言ってしまうと身も蓋もないのですが、我々としては、考え方によって立つところがあるというのは大きなことだと思っております。そのため、こちらの中長期的な考え方を尊重させていただきながら、一方で足元の部分をきっちり固めて、ボトムアップで上がってくる事象をきちんと見極めながら、きちんと調査にいかしていくということになろうかと思っております。

(加藤専門委員) 分かりました。ありがとうございます。

(岡会長) ほか、いかがでしょうか。

(松浦委員) よろしいでしょうか。

(岡会長) どうぞ。

(松浦委員) 大変要領よくまとめられておまして、分かりやすいものなのですが、先ほど加藤専門委員のほうからもおっしゃいましたように、要するに、この色刷りの分でいきますと、例えば少子高齢化の進行、これがどうして公的住宅供給というテーマになるのかというのがよく分からないところがあります。

今、私たちの自治体の一番大きな課題なり悩みというのは、少子高齢化でございます。その裏返しとしまして地方創生が出てくるわけですが、それをもう少し具体的に言いますと、一つの集落というのを考えてみます。その集落の中に住んでいる方々にはほとんど移動がない。したがって、毎年毎年、高齢化が進んでいくという状況があるということです。それから、そこで育った子供たちが適齢期になっていくと結婚する。結婚して一緒に住んでくれればいいのですが、すぐ町中に出てしまう、そういうことから過疎化という問題、それから、当然、子供が生まれないということで少子化という問題が出てきます。結局、この少子高齢化の一番の問題は、この先どうなるのだろうかという、そこに住んでいる人たちにとりましての非常な不安感であり、これをどう解決していくかというところが一番大きなことだろうと思います。それで、今、その一つの解決策として、「小さな拠点」を作るという考え方が出ています。しかし、私たちはこの「小さな拠点」ということについても少し違和感があって、国土交通省なりああいっただころの事業の中身を見ますと、ある一定の圏域というものを捉まえて、そこへいろいろな機能を集約していくとか、そういうことで少子高齢化という問題が解決するように考えられているおそれがある。そこは私どもは少し違うのではないかと思っていて、結局、そこに住んでいる集落の人たち

が自立して頑張るといふ気持ちが出てこない、幾らそこへお金をつぎ込んでもほとんど意味がないと私どもは思っています。したがって、例えば少子高齢化の進行に対して「小さな拠点」といふものを実施していくといふ場合に、どうしたらその集落の人たちが自立し、前向きに活動していくことができるのかといふところを是非考えてもらいたいし、あるいは評価の中身として考えていただきたいと思ひます。

どうしたら前向きになるかといふ一つのポイントとしては、どうしたら自分たちの活動が何か一つの収入、対価となって返ってくるか。ここのところは非常に世俗的な物の言い方になりますが、何か汗をかけばその見返りがきちっとあると、やはり人間といふのは、では一所懸命努力しようとなっていくので、そういった仕組みをその集落の人たちと行政とで一緒になって考えていく。そういうストーリーといふか、システムみたいなものを考えていただいて、そういったものが本当に実際機能しているのかといふようなところを評価の対象にすると、そういう視点が僕には必要ではないかと思ひます。したがって、公的住宅供給が何戸供給されているからといふことだけでは、これは少子高齢化の解決にはならないし、また、評価には少しずれがあるのではないかなといふ感じがしています。

少しまとまりのない意見になりましたが、そんなことでございます。

(岡会長) ありがとうございます。事務局、何か今のお話コメントがあれば。

(中井企画課長) ありがとうございます。松浦委員から御指摘あったとおりでございまして、我々も公的住宅供給を調査すれば少子高齢化が解決するといふことで掲げさせていただけではないで、テーマとして調査をさせていただくものについて、大きな政策の一断面を切り出すことで、その大きな政策がきちんと前に進むよう調査をさせていただくといふ形にしております。例えば、公的住宅供給を見たとき、今の少子高齢化の中で公営住宅の在り方が今のままでいいのかといふこと、若しくは、もっとミクロで見ましたら、老人世帯が増えている中で、今のニーズに答えた間取りになっているのかといふことも含め、今の高齢化社会でのニーズといふものに行政がきちんと応えられているのかといふことで、公的住宅供給といふのを今掲げさせていただけではないでございまして。実際に、正に今、松浦委員からお話がありましたとおりで、現場でサービスを受ける方々のニーズと我々が行政として提供するもの間にギャップがあるのではないのかといふのは、先ほどの中長期的な考え方のペーパーにもありましたようにそうしたギャップを捉えて、実際に現場で調査して、こういう声が上がっているよとか、人々が求めているものはこういうものではなくてこういうものだよといふことを、正に第三者といふか、実際に事業を

する担当部署とは違う立場で見ることに、我々自身、意義があると思っております。今頂いた御指摘も踏まえて我々の調査設計をきちんと進めていきたいと思っております。

(岡会長) ありがとうございます。松浦委員、とりあえずよろしいですか。

(松浦委員) はい。

(岡会長) 薄井臨時委員、どうぞ。

(薄井臨時委員) 資料1については大変堅牢に組み立てられて、かつ分かりやすいという点で、これは非常にいいペーパーを出していただいたなと思います。

ただ、28年度の候補案を見ると、それとの関係ではエッと思います。なぜかという、例えば3番目の多様な供給主体という問題意識について、これは全体に通底する問題意識と言いながら、公的住宅供給のところを見るとどうか。

現在の問題としては、例えば民間におけるサービス付き高齢者住宅の供給などもあって、本当に公的住宅そのものが必要なのかどうかという議論がありえる中で、全くそういう点についてコメントがない。そもそも発想そのものから非常に狭義の公的住宅に限定した形になっているのではないか。だからこそ、松浦委員も瞬間的に違和感を覚えられたのではないかと思います。

それは申請手続の見直し等についても同様でして、例えばクールジャパンとの関係でいえば、いま免税店を非常にたくさん増やしており、これは国の重点施策にもなっていて官邸も積極的にPRしています。また、免税店は、コンビニエンスストアにおいても適用され注目を集めています。しかしながら、もし複雑な免税手続がコンビニエンスストアでできるのであれば、一般的な公共サービスについても、コンビニエンスストアでできる可能性はあります。そうしますと、クールジャパンの促進と、実はこの申請手続の見直し、あるいはコンビニエンスストアの活用（別にコンビニに限りませんが）は、大いに連関してきますよね。しかし、このテーマ候補はみんな横で切られていて、四つの視点における縦の連関がない。だから、資料1との関係においては、これでは多分、実効力ある調査にはならないのではないかと懸念します。

(岡会長) ありがとうございます。事務局、何かコメントがあればお願いします。

(中井企画課長) 即答しかねる部分もございますが、御指摘も踏まえて、テーマの選定について考えてまいりたいと思います。

(薄井臨時委員) テーマ選定の適否についてここで何か申し上げるつもりはないのですが、テーマを選定しそれを公表する際に、正にこの四つの視点が必ず盛り込まれている、

あるいはどこかでコメントされていると、そこで初めて全体的な体系性が出てくると思うゆえです。そうした形での御説明であればより説得力が増すのではないかと思います。

(岡会長) ありがとうございます。ほか、いかがでございましょうか。

(牛尾委員) よろしいですか。

(岡会長) 牛尾委員、どうぞ。

(牛尾委員) 今回、谷藤先生を始め、関わった皆様でこういうきちんとした形ができて、大変よかったなと思います。その反面、席上配付の委員限りのペーパーのことなのですが、27年度に実施したテーマについて、自分も関わったわけではありますが、やはり結構アドホックにテーマを選んでしまったということをお自身委員として反省しております。今回、これを発表されるということですね。

(中井企画課長) 最終的に決めていただいた場合には。

(牛尾委員) そうしますと、私が言うのも何ですが、これをもし出した場合、これまでのテーマ選定をどういう視点でやってきたのかという話にもなってくると思います。ですから、もし可能ならば、そのの部分について少し盛り込んでいただいたほうがいいのではないかと考えます。今回、中長期的な考え方といったペーパーが出てくる背景のようなものも、簡単で結構ですので、例えばこの素案の中にもし可能ならば入れていただきたいということがございます。そうでないと、急に中長期的な視点というのが出てきたこと自体も、ある意味、唐突な感じがすると思います。その部分、もし可能ならば入れていただければと思います。以上です。

(岡会長) ありがとうございます。事務局、今の点はよろしいですか。

(中井企画課長) 大丈夫です。

(岡会長) では、岸本専門委員、お願いいたします。

(岸本専門委員) このテーマ選定に関する考え方と直接ここに入るものではないかもしれませんが、今の話をお聞きしていると、テーマ選定の仕方と、そもそもの行政評価局調査の調査というか、評価というか、その視点というのとは、やはり切っても切り離せないと思いました。そういうのが既にあれば私が知らないだけなのですが、要するに、この四つの視点の上位に何らかの行政評価局調査の理念あるいは哲学のようなものがあればよいと思います。「2. 行政評価局調査の意義」というところの冒頭2行目ぐらいのところ「行政の不断の見直し、質の向上、国民の行政に対する信頼確保など」と書いてはありますが。例えば、視点③のところ公共サービスと民間サービスがかぶっているとしたと

きに、その場合、民間を優先するのか、公共を優先するのかみたいなことは、何らかの哲学か理念がないと多分勧告できないと思うので、そういうところに役立つような、何らかもう一段上位のプリンシプルみたいなのがここに書いてあったらもっといいかなと思います。

(岡会長) ありがとうございます。事務局、今の点、よろしいですか。

(中井企画課長) これも即答しかねる部分がございますが、今、岸本先生がおっしゃったようなことに対して言えば、行政として限られたリソースの配分でございますので、行政でしかできないことにやはり集中すべきなのだろうと思います。昔から言われることでございますが、民間でできることは民間でというのがやはりございますので、そうした観点で我々としては見ていくのだろうなどはと思いますが、少し検討させていただきたいと思っております。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。山口委員、お願いします。

(山口委員) よく勉強されて、よくできていると思います。ただ、ここで初めてNPOや民間企業などの公共サービスの提供ということで、これでいいのですが、言いたいことは、私は民間企業としていろんなことをやっています、全部ひっかかってくるのは税法です。この税法との関係をどのようにやっていくかということをよくお考えいただきたいと思っております。特に文化事業に関しては、それに対する補助金を出しますと、経費は全部否認されます。それから、NPO法人というのは、活動によっては法律により免税団体になれるわけですね。旧制度では、この認定団体が国税庁だったんですよ。税金を取る係の人が「あなた、税金要りませんよ」と言うのはなかなか難しいですよ。そして、NPO法人は、アメリカの法律の翻訳だろうと思うのですが、アメリカと日本の制度は肝心なところが逆転しております。その辺の点をよく認識されてこの調査に入っていただきたいと思うんです。これは全部日本の税法から否認されます。お願いいたします。

(岡会長) ありがとうございます。ほか、いかがでございましょうか。

(森田臨時委員) よろしいですか。この素案を作るに関わった者として申し上げておきますと、谷藤先生も同じかと思いますが、それまでも行政監察以来、こうした行政評価局調査というのは行われてきたわけですが、これがどういうテーマについて行うかということは必ずしも基本的な原則はございませんでした。そして、行政評価局がどうしてこうい



う評価をするのかという、その評価の正当性といいたいまいしょうか、それについての疑問といいたいまいしょうか、質問というのが各省から出ていたところだと思います。そこで、27年度まではともかくとしまして、これから取り組むときには、少ししっかりとした視点ないし必要性というものを明確にする必要があるのではないかという問題関心から、この中長期的な考え方というものを打ち出してきたと理解しております。

したがって、どういうテーマを個別に選ぶかというのは、この中長期的な考え方から演えき的に出てくるというよりも、むしろ現実に様々な課題がメディアとか政治の世界あるいは行政の現場から出てくるわけで、それをやるときに、行政評価局の評価としてはどういう視点に立ち、どういう共通の問題認識を持って取り組むのかという原則をここで書こうとしたものと御理解いただければと思っております。この点につきましては、どういう視点がいいかということは、私の記憶が間違っていなければ、7月31日の審議会のときにそれぞれ御意見をいただき、この視点が足りないのではないか、あるいは、この書きぶりは少し問題ではないかという御指摘をいただいた、それを反映する形で最終的にこういうものにしたと思っております。少し時間がたつたので、その辺についても一度確認をさせていただきたいといいたいまいしょうか、認識していただければと思っております。

したがって、28年度どうするかということについて、それぞれのテーマがどのような形で浮かび上がってきたのかは私も必ずしもよく知りませんが、少なくともこれをやる場合には、素案で示したような原則的な考え方に沿うものである、その一部をきちっと反映したものであるということが言えるかどうか、これから多分御議論いただくところではないかなと思います。以上でございます。

谷藤先生、何かあれば。

(岡会長) ありがとうございます。では、どうぞ。

(谷藤会長代理) 基本的に同じです。今、森田臨時委員がおっしゃったことに、補足するわけですが、この原則から演えき的にテーマが導き出されるとは考えておりません。加藤専門委員がおっしゃいましたように、まず現場がこんな問題を抱えていることをフォローアップして、その中から幾つかの問題を拾い上げてきて、この基本的な原則に照らし合わせながら検討し、これが第一に取り上げるべきではないのかというより分けをする際の基本原則として使っていただきたい。原則が明示化されていないところがこれまで少し問題ではなかったのかという感じがするわけです。毎年10～12ぐらいのテーマをやっています。どこの省庁が一番関わっているのかというデータを出してもらいましたところ、省庁

に偏りがあります。そうしますと、「何で私のところばかりなの」というようなことになります。しかし、総務省で現場から帰納的に導き出されて、こんな問題がありますよといったときに、「またこの省庁か」ということになります。そこは政策評価を中長期的にはやらなければいけないということになるかと思えます。「何で私のところなの」と言われたときに、「この原則に基づいて、こういうものが現場から持ち上がってきたからやるんです」ということを説得的に提示したいというのが基本原則であります。この28年度のテーマで、全てを言い尽くされたとは思いません。例えば、少子高齢化は、集落の再編の問題でありますとか、そのほか27年度に実施しました子育て支援だとか、いろいろなことに関わってくる。少子高齢化の進行には、経済社会環境の変化があるのだから、これに関連したテーマは継続的に検討しなければいけません。その「one of them」としての公的住宅供給をとりあげる。これによって全てを語ろうとしているわけではない。少子高齢化の問題の一つの取組としてこの場面をとりあげる。私は基本的にそのように考えているわけでございます。以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。

今までの皆さんのやりとりを踏まえて、森田臨時委員と谷藤会長代理から追加の御説明をいただきましたが、いかがでしょうか。堤専門委員、どうぞ。

(堤専門委員) 今の先生方の御説明を伺って、私もやはり資料1の書き方は若干直してもいいのかなという気がしました。先ほど牛尾委員からも、これまで少しアドホックなテーマ選定だったかなみたいな意見があったのですが、そういう面もあるだろうと思えます。一方で、毎回毎回、実は議論してちゃんとテーマ設定をしていてと、そうやってきたのですよね。だから、そこが今回まとめていただいた形で、ある意味でそういう経緯を踏まえてこういう形でやりましょうと改めて整理をしていただいたんだというふうに、私、今、理解しました。

そうだとすると、今回の資料がいきなり問題意識から入っていて、審議会の資料としてはこれで結構ですが、先ほど中井企画課長から、克明に読んでいただくときに、やはり今までのことを知っていただかなければいけないということで資料1の2に意義が書いてあるのですが、ここの据わりが悪いと思えます。少し長くなってしまうかもしれないのですが、最初に意義があって、これまでどういうことをやっていて、それまでこんなテーマ設定してというところも、場合によっては附属資料かもしれませんが、少し触れていただいて、その中で先ほどから議論があるように、我々としても少しぶれたところもあったとい

う反省も踏まえて、もう一回、考え方を整理すると、過去の多くは結局この4本でカバーできていた部分もあるし、あるいは今回の議論で新しくこういうところも見なければいけないねということも出てきましたよというような形で、今後、ぶれないようにするためにはこの4本を一つ柱にしてやっていくんだという、資料としての若干の手直しになるかもしれませんが、そのほうが分かりやすいのかなという気がしました。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、谷藤会長代理と森田臨時委員には誠に申し訳ございませんが、引き続き御尽力いただきまして、本日、委員の皆様から頂きました御意見を踏まえて、この案文のさらなる精査に努めていただきたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日議論していただきました「中長期的な考え方」を来年度以降に着手される具体的な行政評価局調査テーマに反映させるために、次回の2月23日の審議会で取りまとめを行いたいと考えております。引き続きまして皆様方の御協力をお願いしたいと思います。

なお、本日の資料のうち、席上配付しました「テーマ候補案」につきましては、まだ検討段階でございますので、資料は委員限りの取扱いとさせていただきたいと思っております。よろしく御協力をお願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思っております。二つ目の議題は「グローバル人材育成の推進に関する政策評価について」でございます。本件は、総務省が行う「統一性・総合性確保評価」のテーマとして、今年度、調査に着手するものでございます。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

(佐分利評価監視官) それでは、お手元の資料2に基づきまして、グローバル人材育成の推進に関する政策評価の概要について御説明させていただきます。

まず、資料2-1を御覧ください。これは今回の政策評価の計画概要を示したものでありまして、本年4月に公表いたしました平成27年度行政評価等プログラムの内容をアップデートしたものとなっております。

名称、それから目的、調査項目については表記のとおりでございます。

調査対象機関といたしましては、文部科学省に加えまして、入国管理の関係などの法務省、あるいは語学指導の外国人の受入れの関係で外務省、外国人の就労関係で厚生労働省、企業の海外展開の関係で経済産業省、観光関係で国土交通省などとなっております。

調査実施期間は12月、来月から本格調査を開始いたしまして、来年の4月からは地方の

管区行政評価局、行政評価事務所を動員した実地調査を開始いたします。平成29年3月には調査結果の公表を予定しております。

それでは、資料を1枚おめくりいただきまして、資料2-2を御覧ください。こちらは政府のグローバル人材育成政策をフローチャート、いわゆる脈絡図に整理したものとなっております。

グローバル人材の育成に関しましては、平成25年6月に閣議決定された第2期教育振興基本計画に政府の取り組むべき方向性が規定されております。教育振興基本計画は、平成18年に全面改正されました教育基本法の第17条に基づいて作成される5か年計画となっております。教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策、その他事項について記すというものでございますが、こちらに関しまして本年度は25年度から始まる第2期教育振興基本計画の3年目となっております。今回の調査結果の公表を予定しておりますのが先ほど申しましたとおり29年の3月でありますので、平成30年4月から始まる第3期教育振興基本計画の実施の1年前に当たるということになります。正に計画の内容に関して議論が始まるタイミングに我々の調査結果を出したいという形で準備を行っていきたいと考えております。

ちなみに、政策に関しましてはなぜ必要かと、そのWhyのところと、具体的にその施策で何を目指すのか、Whatのところですね、How、どうそれを達成するのかということが重要になってまいります。この背景のところは正にWhyに当たり、グローバル人材の育成はなぜ必要かに関する内容となっております。第2期教育振興基本計画におきましては、少子高齢化・人口減少による国内市場の縮小が問題であると、それから、新興国台頭における国際競争の激化があるというふうなところが示されております。そちらのほうにありますとおり、そうした危機を打破するために未来への飛躍を実現する人材、変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材を養成する必要があるとうたわれております。

具体的にはその中身としまして、その右側の四角にあります「基本的方向性」というものがございまして、こちらの中に先ほど申しました未来への飛躍を実現する人材として、新価値創造人材、これはいわゆるイノベーション人材のようなイメージであります。イノベーション推進を行う人材とグローバル人材、この二つが必要であると規定されております。

具体的なWhyに続くWhatですね、具体的に何を指すのかというところで、それがグローバル人材の育成ということではありますが、そのグローバル人材とは何なのかということがあります。今回の第2期教育振興基本計画では、グローバル人材の定義といたしまして、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身につけて、様々な分野で活躍できる人材であるとされております。つまり、日本人としてのアイデンティティを持っており、それから今申しました資料2-2の右側のほうにあります黄色の3つの資格を備えた人材がグローバル人材であるというふうな整理がなされております。

では、こういったグローバル人材を、次にHow、いかに育てるかということです。その方法として左側にあります四角ですね、「主な取組」というところがございまして、4つの柱がございまして。

一つ目が、英語を始めとする外国語教育の強化であります。小学校における英語教育の実施学年について、今、5年生、6年生から英語教育を始めておりますが、そういったものの早期化や指導時間を増やす、あるいは国語・算数・理科・社会のように教科化する、あるいは中学校において日本語ではなく英語で英語授業をやらうとか、そういった取組を行うというのが一つ目の柱であります。そうした取組の成果指標というのが右側についておりますが、主なものとして、中高生の英語力の向上ということで、中卒では英検3級程度を半分以上、高卒では英検準2級～2級程度を半分以上というふうな目標が設定されております。また、英語教員に関しましても、例えば中学教員では英検準1級程度を50%以上取ろうという目標が設定されております。

二つ目が、国際交流の推進ということで、日本人の海外留学の促進、外国人留学生受入れの促進などが含まれております。日本人留学生ですが、2020年（平成32年）までに倍増ということで目指しております。外国人留学生は、平成20年に外国人留学生30万人計画とこのを立てたのですが、その平成20年から12年後に当たる平成32年、オリンピックの2020年に、倍増の30万人とすることを目指したものであります。

三つ目の柱でございまして、これは高校、大学の国際化への支援ということになります。昨年度から始まりましたスーパーグローバルハイスクール事業、あるいはスーパーグローバル大学等事業が含まれております。

四つ目は、国際的な高等教育の質保証や体制や基盤の強化ということで、具体的にはそこにありますとおり他国の大学との交流推進により、枠組を変えていこうという話となっ

ております。単位の相互認定、成績管理の質の保証を図りながら、日本人学生の海外留学、外国人学生の戦略的な受入れを行うという枠組というものになります。

つまり、英語を鍛えて、交流を増やし、拠点を整備し、枠組を変えていくというふうな四つの柱という形に整理されるかと思っております。これらの事業には平成27年度で約500億円が投入されております。こういった取組を通じて、右側にありますようなグローバル人材が育成され、それから、社会全体の生産性向上に資する人材の養成・確保がなされ、成長分野の活性化などが見込まれるというようなストーリー、ロジックモデルとなっております。

それでは、資料を1枚おめくりいただきまして、資料2-3を御覧ください。こちらは今回の政策評価の調査内容を示す評価チャートとなっております。

右の欄に「主な着眼点・調査内容」とありますが、こちらにありますとおり、まずはグローバル人材育成を実現するために掲げられた政策ですね、施策・事務事業の構成、あるいは事業の成果指標の達成状況などを分析いたしまして、政策実現までの経路であるロジックモデルを整理・把握するというものであります。さらに、その上の調査項目といたしましては、そういった実態把握を行うというものであります。実態把握に加えまして、結局、調査の視点ということなのですが、グローバル人材は果たして増えているのか、あるいは、現在の4本柱の取組を続けるということで、グローバル人材は増えていくのか、ロジックモデルはこれで良いのか、あるいは、KPI、成果指標というのは改善しているのか、取組に対する効率性は着実に成果を上げているのか、あるいは、予算の費用対効果などを確認してまいりたいと考えております。

参考資料3というのがございますので、若干これに関して説明を付随させていただきます。参考資料3にグラフがございます。「1. 日本における総人口と高齢者人口の推移」ですが、日本の人口は減っていき、例えば今年1年で大体日本の人口は40万人ほど減ることらしいです。40万人減るということは、島根県松江市と鳥取市を両方足したぐらいが今年消えてしまう、あるいは奈良市が消えてしまうようなイメージでございます。そういった国内市場が縮んでいく中で海外に打って出るということであります。2. 各国・地域における名目GDPの状況」のグラフにありますとおり、海外市場は拡大しています。これもざっくり言いますと、毎年、日本が1個ぐらい海外に増えていくというのが2020年までのIMFの統計でありまして、大体4兆ドルから5兆ドルぐらいずつ毎年増えていく、その分をとっていきこうということでもあります。

それから、2ページの「3. 海外進出日系企業数と海外売上高比率の推移」というグラフになりますが、こちらが海外展開を進めている企業のグラフでございます。企業の海外拠点数がこの10年で約3万5,000から約7万近くに倍になっているのを見てとれるかと思えます。それから、それに伴いまして日本人も海外にどんどん進出しておりまして、昨年10月現在で129万人ということで、日本人の100人に1人が海外に住むというような状態となっております。

それから、その下にあります「4. グローバル経営を進める上での課題」ということで、本社におけるグローバル人材育成が十分追いついていないというふうなことも述べられております。こういった問題意識から、今回、調査を行ってまいりたいと思っております、是非委員の皆様方から調査の方向性についてアドバイスをいただけると幸いです。

私のほうの説明は以上とさせていただきます。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明に対して御質問、御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。堤専門委員、どうぞ。

(堤専門委員) このグローバル人材というのは、我々高等教育に関わる人間もいつもこういうことをプレッシャーとしているわけですが、出口というか、資料2-2でいきますと「成長分野の産業活性化・新産業の創出等」と書かれているところのイメージが、今日の資料だと正直言って全く分かりませんでした。要は、会社に勤める人が出張して活躍してとか取引してとかあると思いますが、一方で外国人が来ても速やかに会社の中で働いて、もうすぐに次の日から仕事ができるというレベルもあれば、場合によっては、例えば1人とか2人が家内工業的にやっているような町工場の人が世界に商品売るためにそういう人たちも英語でやれるとか、あるいはコンビニの店員が観光客に対しても対応できるとか、いろんなものを含めて多分グローバル人材だと思うんですね。その辺が何かあんまりイメージがないまま、結局、今日書いている資料というのは語学力のことが大半であって、それに伴う指標という形になっているので、もう一回、どういうことがグローバル人材が育った後の姿としてあるかということをもっとお聞きしたいと思えます。

関連しまして、資料2-2で書いてある「主な取組」というのが、今申し上げたことの繰り返しですが、半分は語学の話、それから交流というか、留学生が増えればいいよみたいな、そんな話しかなくて、極めて非常にお粗末かなという気がしました。これはやっぱり、先ほど申し上げたどういう姿を目指すかによってこの取組の内容は変わってくるのだ

と思います。例えば学校のことばかり書いていますが、企業や役所の中で継続的にそういう教育をしているものというのは全く出てこなくて、そういうことはどのように考えるのかという話もないかなという気がします。それから、コミュニケーション力と右の箱にあるのですが、その中でチームワークとかリーダーシップとかというものを養成するという話も全くありませんし、異文化の理解とかという話に関しては、では我が国の歴史とか世界の歴史をどのように学ぶのかという話も本当は出てくるべきだと思うのですが、そういうものも全くありません。紙面が限られているので代表的なものということでお示しただいているのであれば、そういう部分もあるかと思いますが、少し足りないのではないかなと思います。それから、課題発見とか解決能力みたいな本来柱として立つべきこと、多分それは主体性とか積極性に含まれるのだと思いますが、そういうものもやはりここにきちんと出てくるべきだと思います。

それから最後、先ほども申し上げましたが、指標が非常に偏っているし、その指標のレベル1個1個を見ても非常に奇異な印象を受けました。例えば高校卒業段階で準2級～2級程度が50%以上とは、英検のホームページを見ていただくと分かりますが、2級というのは高校卒業程度ですから、この50%以上とは何なのか、要はこれ、文部科学行政が今まで怠慢であって、こんなことで皆さん卒業していますよという話ですし、もっとひどいのはこの教員ですよね。教員が準1級程度を50%とか75%というのは、アルバイトの家庭教師じゃないんですから、こういうもので教育されては非常に困って、ある意味でこれまで文部科学行政がきちりやってこなかったことのツケみたいなものもこの中に入れて、何となく評価してあげましょうというのは非常に問題かなと思いました。

こういう1個1個の数字も、平均値として50%とかなんとかというのが、意味があるときもあれば、例えば最低ランクのところの底上げがすごく意味がある、あるいは、上のクラスがもっと分厚くなるころは意味があるというふうに、多分いろいろな場合があると思うんですね。それは結局、最初に申し上げたどういう人材が活躍しているというのがグローバル人材育成後の姿かということによって、例えばコンビニ定員さんまで英語でコミュニケーションできることがそうであれば、その底上げのところはすごく大事になると思いますし、役所で英語対応できるというのは、もしかしたらまた違う平均値なのかとか、いろいろ議論になると思います。その辺、もう少し細かく見ていただかないと、何かとりあえず出てきそうな数字だけを並べて、これで評価というのは、これが本当にロジックモデルなのかという気がいたしました。



(岡会長) ありがとうございます。事務局からコメントがあればお願いします。

(佐分利評価監視官) 早速ありがとうございます。おっしゃるとおり、今日お示した資料2-2などにありますフローチャートというのは、現行の第2期教育振興基本計画を基に、こう書いてあるということになぞったものでありまして、それを、それでいいのかということですが、例えば定義に関しましても、お手元の参考資料3の4ページを御覧いただけますでしょうか。4ページ中段の少し上のほうに成果目標5というのがございまして、この中にどのような人材が必要かという、「社会の各分野を牽引するリーダー、グローバル社会にあって様々な人々と協働できる人材、とりわけ国際交渉など国際舞台で先導的に活躍できる人材を養成する」というのが現行の本文なので、第2期教育振興基本計画におけるグローバル人材の最高モデルといたしますか、これを目指すんだというようなことが記述されているわけです。では、それは具体的にどうなのかといいますと、その下のほうにあります基本施策16にあります「基本的考え方」の最初の丸にある、日本人としてのアイデンティティ、それから三つの柱というものがこのように規定されているということでもあります。

そうすると、今、先生がおっしゃったようなコンビニとか企業の中の人材だとか、あるいはグローバル人材というと大阪のおばちゃんがグローバル人材だと言う方もいらっしゃる、世界中どこへ行っても通用すると。関西弁で交渉できるみたいな話もありますとおあり、グローバル人材の定義って結局何なのかというところは、とりあえず我々が政策評価する上ではまず文部科学省さんの定義をしっかりと押さえながら、本当にこれで十分かというところを議論してまいりたいと思っております。

それから、指標の話に関しましても、おっしゃるとおり、現行の指標はこう書いてあるということ、これをまず基本、出発点といたしまして、本当にこれで十分なのか。お示したとおり英検3級は中学卒業レベルですし、英検準2級は高校卒業レベルなので、卒業できるということはそれなりの学力があるはずだから、では50%以上は卒業できる能力を身につけずに卒業したのかという話になってしまいます。そういったところも含めまして、指標がこれで正しいのか、妥当な指標なのかということも見直していく必要があるかと思えます。

あと、異文化理解のところとかアイデンティティの話に関しましては、どのように実際にそれを教えるのか。学習指導要領の中で残念ながら日本文化の授業というのは今のところありませんので、どこでどのように教えていったらいいのか。例えば国語の時間、

社会の時間で日本の文化に少し触れるとか、日本の文化のアイデンティティを、今、教育カリキュラムの中では学ぶ機会があまりないというところを踏まえて、具体的にこの目標をどのように達成するのかというところの指標作り、カリキュラム作りはどうあるべきかというところもあるかと思います。

お答えになるかどうか分かりませんが、御指摘を踏まえて調査を設計してまいりたいと思います。ありがとうございました。

(岡会長) ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。松浦委員、どうぞ。

(松浦委員) 今、堤委員がおっしゃった話が本当にそうだなと私も思っています。つまり、何のためにこういった人材を育成するのかというところをもう少しはっきりさせていかないと、逆に言えば、なぜグローバル人材を育てる必要があるかというところがはっきりしてこないと思うのですが、これは私の経験からお話をさせてもらいますと、今、私どもは、インドのケララ州というところと、今後、交流を密にしていきたいと思っております。そこへ出かけていったときの印象なのですが、まず、通訳をやってもらいましたが、この方の通訳は、これはニューデリーの中でも、インドの中でも非常に上位だと言われる人ということなんですけど、何を言っているかよく分からないという程度です。それで、「あなた、どこで習ったの」という話を聞いたら、日本語学校だというんです。習っている人が日本人ではなくて、インドの方から習っているということなので、これは結局、程度がその程度になってしまうということなんです。私ども、なぜ日本語というものをさらに普及させていく必要があるというふうに痛感したかということ、「今、インドの若い人たちはどの語学をみんな一生懸命やっているんですか」という話を聞いたら、中国語だということですね。それはなぜかということ、すぐ隣が中国なので、やはり中国の進出企業なりそういったところにきちっと就職できたりする、そのようなことが可能だという話でございます。したがって、これを放っておくと、日本の企業がこれからどんどん成長するだろうインドでの進出にとって非常に大きな阻害要因になっていくということが考えられると思うんです。したがって、やはりそういう意味でインドの中での日本語教育ということについて、これは例えば日本人が向こうへ行って教えるという方法もあるでしょうし、あるいは向こうの日本語を教える方々をこちらに呼んで教えるという方法など、いろいろあると思うのですが、いずれにしても、そうした日本語教育のカリキュラムみたいなものをきちっと決めて、それで日本語の上達というものを図っていくと、今後の日本の企業というもの

が海外進出というものを果たしていく上においてこれは非常に大きな後ろ盾になっていくと。日本語を学ぶということは、日本人の物の考え方とか文化だとか、要するに日本人びいき、日本びいきになってもらうということになると思いますので、これは非常に大事なことだと私は思っています。ですから、グローバル人材を育てるという意味も、これは若干狭い考え方かもしれないですが、今後の日本の発展というものを考えていく上においては、やっぱりそういう少し具体的な何か目的なり目標を決めてやっていくということが大事ではないかと私は思っています。

(岡会長) ありがとうございます。

森田臨時委員、お願いします。

(森田臨時委員) ありがとうございます。会長にお尋ねしたほうがいいのか、事務局にお尋ねしたほうがいいのか分かりませんが、これは、堤先生がおっしゃるようなかなり問題がある政策だと思います。だからこれを評価しようというのを、今ここで決める、議論することなのではないでしょうか。

(岡会長) まず事務局からコメントをください。

(佐分利評価監視官) 本年4月にプログラムを公表しましたときに評価をすることは決まっておりますので、是非その評価の中身ですね、具体的にどこまでをプロジェクトスコープとして評価をするのかと。そのアウトプット、アウトカム、具体的にこの評価によって何を目指すのかということに関して是非コメントを頂けたらと思っております。

(岡会長) 今、事務局からありましたように、このテーマで調査をするということは既に決まっているわけでございますね。

(森田臨時委員) そうしますと、最初の資料2-1の案のところを書いてありますように、政策・施策の実施状況とその効果の発現状況についてどうかということだと思います。そうしますと、現在提出されている資料だけではその辺があまりはつきりしないと思いますので、いかがでしょうかということです。そうでないと議論が拡散して、もう一度ここで、日本のグローバル人材といいたまいますか、グローバル化についての政策全般についての議論が展開されるかなという気がしたものですから、こういう発言をしたわけです。

(佐分利評価監視官) 御配慮ありがとうございます。調査の内容といたしましては、ここに書いてありますとおり、まず、既存の、政府が閣議決定を行いました第2期の教育振興基本計画に基づき現行行われている政策を評価するという形で政策評価を考えております。ただ、具体的なアプローチの方法ですね、先ほどから堤専門委員あるいは松浦委員か

らお話がありましたとおり、何のために育成しているかという受け皿に関しましては、どうしても政策的にはサプライサイド、こういう人を作りましょうという、作るほうの議論ばかりになってしまいます。具体的にそれが着地するほう、受け手のほうでどのようにその人たちが役に立っているのかというところは、通常のプロジェクトスコープ、つまり今やっている政策の評価だけでは十分追い切れないところもあるし、企業の側のアンケートをとったりするということは今回の政策評価の中でももう少し広げて検討していきたいと思っております。

(岡会長) よろしいですか。「グローバル人材を育成するためにはどうしようか」というテーマで議論を始めたら、先ほど御指摘のような意見がいろいろ出てくるのだろうと思うのですが、このテーマについては、既に平成25年6月に閣議決定された基本計画があって、既に動き出しているわけですね。政策の評価をする私どもの立場からは、先ほどの視点で調査をした結果、このようなやり方やKPIでは無駄金にならないかというようなことになれば、その辺のところを調査結果として打ち出せればということだと思います。ただ、先ほど事務局からの説明であったように、国際会議やグローバル市場で日本を代表して堂々と活躍できる人材はまだかなり限られた対象であって、決して一億総グローバル人材ということではないと思いますが、これを決めた3年ぐらい前の議論のときには、グローバル人材についての問題意識もまだそこまで深くなかったでしょうし、当時の議論の中には、現実の足元は相当なものだという認識があったように漏れ聞いております。ですから、スタートしてもう2年3年ですが、これで十分かどうかということについてはいろいろな御意見があろうかと思えます。我々の役割は、この基本計画の政策評価を調査してみましようということであるわけですね。

それから、ついでに申し上げますと、先ほどの松浦委員のインドのお話は、海外に日本語を普及させて、違った意味で日本のファンを作るとか、日本を好きになってもらうとか、中国に負けないように頑張るべきではないかという御意見だったと思えます。私の知る限りでは、文部科学省の下にある国際交流基金が海外での日本語普及のため、日本語学校を各地に作り、基本的には日本から日本人の先生を送り込むということをやっておられます。ただ、日本語を教える日本人の先生が大変不足しているので悩んでおられるというお話が理事長からございましたので、商社の業界団体である日本貿易会は、2,000人ぐらいの商社OBを人材バンクで抱えているので、そういう先生になる方が多分いると思えますよと御紹介したところ、かなりそこから出て行ったと伺っております。これはこれで十分だとは

思いませんが、一応進んでいる部分もあるのかなと、御参考までに申し上げておきます。

それでは、谷藤会長代理。

(谷藤会長代理) 皆さんの話を伺っていると、二重の課題と言われるものがあるように思います。一つは、第2期教育振興基本計画で立てられた様々な目標が現実にどのようなように達成されているのかということ。もう一つは、堤専門委員がおっしゃったように、第2期教育振興基本計画の目標設定がよかったのかという評価であるとか、この目標を実施するためのロジックモデルがきちっと成り立っていたのか。あるいは、指標設定が正しかったのかというような基本計画そのものに対する評価です。二重の検証と言われるようなものが必要ではないかと思うわけであります。そうしないと、グローバル人材育成の推進に関する様々な政策の修正だとか、新たな政策の開発につながっていかない。そのような二重の課題を、政策評価の中で基本的な目標として設定しているのかというようなことを確認したいと思います。

(岡会長) ありがとうございます。

(佐分利評価監視官) 整理いただきましてありがとうございます。今の谷藤先生の二重の課題に関しまして、まず1点目の目標が達成されているか否かに関しましては、お手元の参考資料3の最後のページになります。こちらに先ほど申しました四つの柱と、それから第2期教育振興基本計画に書いてありますKPI、それからその現状の達成状況というのが赤字で実績という形で書いてございますが、これを見ていただきますとお分かりのとおり、なかなか前途厳しいかなという状況はありまして、そこの第1の課題、目標は達成しているかどうかということに関しては、この数字をアップデートしていきながら、なぜ進まないのかということの実態把握を進めていければと思っております。

それから、2点目の目標設定そのものがよかったのか否か、これで妥当な目標なのかというところの非常に根源的な部分に関しましては、これは一応もう既に閣議決定で走っておりますので、その当時、どうしてこのようなことを目標にしたのかというところの検証は行いますが、最終的には先ほど申しましたとおり、第3期の教育振興基本計画の中の玉として私どもの調査結果がいかされるような形に進めていければと思っております。堤先生の御指摘も踏まえて、あるいは谷藤先生の御指摘も踏まえて、そのところはつなぎが十分できるように準備してまいりたいと思います。

(岡会長) はい、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。牛尾委員、どうぞ。

(牛尾委員) 指標のところなのですが、海外留学生を倍増はいいのですが、留学生というのは、学位を取った人と遊学生と二つあるので、できれば学位取得者の指標も入れたほうがいいのではないかと思います。さらに、それを文系・理系と分けられたほうがいいかなというのがあります。また、指標に関して言えば、今回、外国語教育の強化のところでは小・中・高の英語教育強化という形にはなっているのですが、指標自体は中学・高校・大学しか入ってなくて、小学校の指標が入っていません。一応、小学校における英語教育の調査はやられるのですが、やはり日本の場合、小学校で英語教育をするか否か、というのはまだ議論のある問題でもあって、ただ、世界的に見ると、既に小学校における英語教育で例えばシンガポールとかマレーシアとかに完全に差がついているのも事実なので、小学校の部分では何らかの指標もある程度考える必要があるのかなという気がいたしました。

あと、少し気になったのですが、参考資料の2ページですね、この計画の見直しの最終的なロジックの中に入っているのですが、「4. グローバル経営を進める上での課題」ということで、本社でのグローバル人材教育が海外事業展開のスピードに追いついていないことと経営幹部層におけるグローバルに活躍できる人材が不足している、これははっきり言って本社の問題ではないかと思うのですが。つまり日本の会社の問題であって、それがこの日本におけるグローバル教育とどのように結びつくのか。そこに論理の飛躍があるので、そこはもう少しロジックをきちんとされたほうが良いと思います。

(岡会長) よろしくをお願いします。

(佐分利評価監視官) はい、ありがとうございます。最初の指標の件であります、おっしゃるとおり、指標というのは大変重要でありまして、現実を一つの数字に落とし込んでいくという意味においては、どのような指標を作るかというのが現場において大変重要かと。例えば日本文化を学ぼうといっても、ではどこで学ぶのかといった話になったときに、例えばセンター試験で必ず英語の問題の1問に、日本文化の問いが出てくれば、みんな必死になって勉強するわけですね。そのため、何かこのような指標を作ればみんな動くといった、指標をどのように作るのかというのは、我々行政評価局にとっても大変重要な課題でありまして、そういう意味で指標の開発、小学校の英語をどのように評価したらいいのか、どのような指標で評価したらいいのかというのは、御指摘のとおり重要な——小学校に限らずですね。どのような指標を作っていくのかというのは調査において大変重要なテーマだと思っております。

それから、2点目のグローバル経営のところは、これまたおっしゃるとおりでして、現

場の方に聞くと、「いやいや、本社があほやから」ということをよく言われて、要するに、グローバル人材はいると。海外駐在員の人も頑張っていると。しかし、海外での努力が本社に評価されず、海外駐在員の社長はなかなか本社の出世コースに入れないとか、いろいろなことがある中で、本当にグローバル人材をいかせているのか。企業の問題だろうとおっしゃればそのとおりなのですが、正にアンケート項目の上から五つ目に「本社側の海外現地事情に関する理解不足」とありますが、これが実は大きいのではないかというコメントも頂いておまして、その辺りの、本当にグローバル経営の中で人材を作れば企業の海外展開は進むのかというところも含めて、しっかり現場を見ていきたいと思っております。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。加藤専門委員。

(加藤専門委員) グローバル人材そのものを議論し始めると、これは結構大変なことになりますので、私からは評価の方法についてお尋ねします。この政策を担当されている省は複数ありかつ横断的ですので、先ほどの議論からすれば、本審議会で対応すべき適切な対象だと理解しております。ところで、KPIの表を見ますと、事業を担当する省がたとえば「文」とか「外」という形で示されており、それぞれ文部科学省と外務省を意味しているようですが、この中には調査対象機関となっている法務省、経済産業省、国土交通省が見あたらないように思えます。そこで質問ですが、一つ目は、そのような直接には表示されていない省庁については、どのような形でこの評価に関係してくるのかということと、二つ目は、横断的に取り組んでいるという部分について、どのようなアプローチで評価をされようとしているのかをお教えいただけないでしょうか。単にそれぞれの事業でお金を使って、その結果がどうなったのかを評価するという縦割りの評価になってしまう懸念がありますので、総合的な評価に向けてどのような工夫をされようとしているのかを教えてください。

(佐分利評価監視官) 加藤先生、ありがとうございます。大変重要な御指摘をいただいております。特に2点目のところから申し上げますと、横断的な評価というのは、結局、サプライサイド、先ほど申しました何をやるかというほうを後ろから後追いしていただくだけでは各省庁の評価と変わらないと。そうではなくて、むしろデマンドサイドで、結局そういった人材がどのように役に立っているのか、あるいは現場のほうで何に困っていて、それを各省庁がどのようにフォローしているのかと、反対側から見ていくことで我々の存在

意義が示せるかなと思っております。そうした意味では、あくまでも現行の政策をスタート地点とするという意味においては、サプライサイドもしっかり見なければいけないのですが、我々が横串で見ていく上では、各省庁が行っていることが結局現場でどのように評価されているのか、現場の問題解決につながっているのですかと。現場というのは、先ほどありましたように、企業の場合もありますし、自治体の場合もありますし、あるいは国際機関であったり、公務員であったりするわけなのですが、そういったところをデマンドサイドのほうから見ることで横断的な横串の評価をやらうと考えております。

それから、6ページの表に関しましては、一番下の文にありますとおり、平成27年度行政事業レビューシートの内容に書かれてある各省庁が登録したものなどを含めて掲載しております。そうした意味では、今回の法務省や経済産業省の部分に関してはこの文には含まれておりません。例えば、実は先週、行政事業レビューが英語教育に関してあったのですが、秋のレビューというのがあり、河野行政改革担当大臣が言われていたのは、文部科学省の事業で、中学・高校の英語教員の人件費だけで約3,000億円かかっていると。それだけ教員にお金をつけて英語を話せるようになっていないというのは、本当に効果があるのかみたいなことを行政事業レビューで指摘されておりますが、そういった部分も今回は入っておりません。そういった意味では、今回の予算の範囲をどこまで広げるかというのを、今は第2期教育振興基本計画にぶら下がるような、各項目にぶら下がる予算を見ておりますが、どこまで広げるかということに関しても引き続き内部で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。私が知っている範囲のことを申し上げますと、この背景には、政府の成長戦略があったのだと思います。「日本再興戦略」の中でも触れられておまして、これから国内のマーケットがそんなに大きくなる。海外に出ていかなければいけない。それが日本の成長そのものに密接につながっていると。しかし、それを実現しようとしたときに、グローバル人材——これ、定義が難しいのですが、いわゆるグローバル人材が不足している。これを何とか増やすことをまず考えようではないかというところから入っていったのだと思います。経済産業省の絡み方も成長戦略というところで接点を設けている部分があるかもしれませんが、いずれにせよ、そういう形で入って、既に走っていますので、今回の私どもの調査によって、少なくとも目標は設定されているが、その目標でよかったのか、あるいは、もっと効果的なやり方があったのではないかという



ようなことであれば、調査の結果の評価として打ち出して、これでおしまいではなくて、この後の第2弾の計画が多分また作られ、閣議決定されていくと思うので、そこに活かされていくというような位置付けで考えたら、我々がやろうとしていることは前向きになっていくのかなと思います。

先ほど牛尾委員が指摘された留学生派遣のことですが、実は、私どもの会社でも、文部科学省からの要請を受け、「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」に寄附しました。留学生をどんどんどんどん送り込んでいこう、何百人なんて言っているのですが、私は当時の文科大臣に「3カ月行って帰ってきたのも1人ですか」と確認したところそうなんです。資格を取ってくるどころの話ではないんですね。要はゼロからのスタート、とにかく始めましょうというところがあったように思います。この留学生を増やすという中身も含めて、決して満足できるものではないと私も思います。しかし、とにかくこれでやれるところまでやって次を目指そうと、調査の結果の評価をしっかりとやって次に活かすという形にできればと思います。

それでは、時間も参りましたので、本件につきましての審議はここまでとさせていただきます。行政評価局においては、本日の審議内容を踏まえて今後の調査を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次は、本日最後の議題であります。各府省が行う政策評価の改善方を検討していただいております政策評価制度部会における取り組み状況につきまして、まず事務局から説明をお願いいたします。

(菅原政策評価課長) それでは、資料3を御覧ください。政策評価制度部会でございますが、制度部会におきましては、各府省が行う政策評価の政策の改善・見直しへの一層の活用と各府省担当者の負担の軽減という観点から、今年度につきましては目標管理型の評価と規制の評価について、個別事例に即して具体的な改善方を御検討いただいているところでございます。

1 ページ目が目標管理型評価の検討状況でございます。これまでにワーキング・グループを3回、それから部会を単独で1回開催しております。

ワーキング・グループの先生方には、大変お忙しい中、実際に各府省の40施策の事前分析表を見ていただいた上で、この検討事項にあります、メリハリのある評価や目標設定の在り方について御議論いただいているところでございます。

そこで出ました主な意見につきまして簡単に御紹介いたしますと、まず、基本的な考え

方としまして、政策評価を政策の見直し・改善に資するものとする、それから、新たな負担を増やさず、評価対象の選択・省力化をする、というような御意見がございました。

それから、3点目でございますが、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」では、政策評価の目的としまして、効果的・効率的な行政の推進と国民への説明責任という二つが掲げられておりますが、政策によってはいずれかに重点が置かれる場合があるのではないかとといった御意見がございました。

それから、目標管理型評価の対象となる施策でございますが、現在、各府省がそれぞれ定めておまして、その合計は約500施策ということになっておりますが、評価の対象となる施策のくくりが大き過ぎるのではないか、あるいは、全ての施策を対象とする必要はなく、定型的な業務などはモニタリングで構わないのではないかと、といった御意見がございました。

6点目でございますが、現在、事前分析表には目標設定の考え方や根拠を記載することになっておりますが、現状や課題をデータに基づいて分析し、目標を設定するまでのプロセスを明らかにすることが必要ではないかという御意見がございました。

最後の点でございますが、現在、測定指標は原則として定量的な指標を用いるということにしておりますが、定量的な指標にこだわるあまり、かえって評価がゆがんでしまっているようなものがあるのではないかと、ですから、何もかもを定量化しなければいけないというような誤解を解いていく必要があるのではないかと、といった御意見がございました。

取りまとめの方向性でございますが、例えばモニタリングで構わないといったものにつきましては、その対象とすべき施策の典型的なモデルケースを抽出して、その上でその考え方を整理するなど、個別の事前分析表の例を見ながら、各府省の実情も踏まえて、具体的な改善方策について検討いただきたいと考えております。

2ページ目を御覧ください。こちらが規制評価の検討状況でございますが、こちらもこれまでワーキング・グループを3回、部会を単独で1回開催しております。

こちらのほうもワーキング・グループの先生方には各府省の実際の評価書を30件抽出いたしまして、それを見ていただいた上で、検討事項にあります評価の質の向上、評価の活用推進、メリハリのある評価の実施について御議論いただいているところでございます。

これも主な意見を御紹介いたしますと、現在、規制の事前評価書は、法案の場合ですと閣議決定、それから政令案の場合ですとパブコメの直前に作られているという実情にございまして、政策評価がその規制を導入するという意思決定に本当に活用されているのだろ

うかというような問題意識の下に、規制の立案過程に評価をどのように仕組んでいくかが問題だという御意見がございました。

それから、ガイドラインでは、規制の事前評価には、規制の目的、内容、必要性、それから代替案を記載することになっておりますが、規制の新設・改廃に至った課題や原因、その原因をコントロールする方法といったロジックモデルから整理する必要があるのではないかといった御意見がございました。

3点目でございますが、現在、規制を強化するか、緩和するのかといった規制の内容にかかわらず、同様の事前評価を行うことになっておりますが、例えば規制緩和の場合であって、新たに費用が発生しないようなものなどについては、その規制を類型化して、類型に応じた簡便な評価方法の提示も検討すべきではないかといった御意見がございました。

4点目でございますが、現在のガイドラインは評価書の記載事項が中心となっておりますが、これに加えて、具体的な作成作業についても記載すべきではないかといった御意見がございました。

最後に、規制改革会議の主導によりまして、各府省、規制レビューを行うことになっておりますが、規制評価とレビューの連携を検討すべきではないかといった御意見がございました。

取りまとめの方向性でございますが、個別の評価書につきまして、今、30件を見ていただいているという話をさせていただきましたが、その中から改善を要するものを絞り込んで、例えば費用・便益の定量化や代替案の設定などについて、個別具体的な改善方法を提示するとともに、このような作業を通じまして定量化に関する考え方や評価を簡素化できるものの例など、評価手法・評価時の基本的な考え方を取りまとめていただくほか、併せて評価書様式の問題点あるいは規制の検討段階における評価の活用方法、規制レビューとの連携などについても考え方を整理していただきたいと考えているところでございます。

以上が政策評価制度部会における検討状況でございます。あわせて、先般、行政評価局で行いました租税特別措置等に係る政策評価の点検結果について、簡単に御報告させていただきたいと思っております。参考資料4を御覧いただければと思います。

参考資料4の1ページ目をめくっていただきまして、「政策評価・点検の仕組み」でございますが、各府省が税制改正要望を行う際には租税特別措置等に係る政策評価を実施しまして、総務省の行政評価局が各府省が行った政策評価の内容を点検しまして、その結果を税制改正作業に提供するとともに、各府省に通知・公表することとなっております。今年

度につきましては、8月末に各府省が税制改正要望を行いますとともに政策評価書を公表しておりますので、その内容を当局で点検いたしまして、10月27日に点検結果を公表いたしております。

2ページ目を御覧いただければと思います。「点検結果の概要」でございますが、今回対象となりました評価書は105件でございます。このうち、私どもで特に有効性の観点からの点検を行いました結果、各府省からの補足説明を受けた上で分析・説明が一定水準に達していると判断される評価書の割合は19%（20件）ということでございました。時系列に見た場合に、徐々にではありますが、その割合は増加しているということでございます。

分析・説明が不十分なものについて、下の右側のほうの「補足説明を踏まえた結果」というところでございますが、その内容といたしましては、達成目標に関するものが44件、適用数・減収額に関するものが61件、効果に関するものが75件となっております。この具体的な事例につきましては3ページ以降に書いておりますが、時間の関係で説明は省略をさせていただきます。私どもとしましては、これらの分析・説明が不十分な税制改正要望につきましては、今後、税制改正作業において更なる検証を行っていただくなど、各府省が実施した政策評価や私どもの実施した点検結果を税制改正作業において活用していただくということを期待しているところでございます。

説明は以上でございます。

（岡会長） ありがとうございます。

それでは、目標管理型評価と規制評価、両ワーキング・グループの主査から、追加の御説明がございましたら、いただければと思います。まず、谷藤会長代理、何かございましたらお願いいたします。

（谷藤会長代理） 簡潔に申し上げたいと思います。そこにございますように、目標管理型評価はワーキング・グループで検討を重ねてまいりましたが、政策評価審議会委員だけではなく、外部の委員の方々も動員いたしまして、先ほどの事前分析表の40の施策を全部見てもらいまして、どのような印象を持たれたのかについて報告を頂きました。それらの方々の意見を取りまとめるような形で検討を重ねてまいりました。

一つだけ明らかになったことは、目標管理型政策評価の導入について、私どもと各省庁の間で、理解が一致していないところがある、ある種の誤解が生じているような感じがしておりまして、今後、その誤解を解いていかなければいけないということを痛感しております。説明にありましたように、500施策・5,000事業があります。私どもは、全てについ

て目標管理型の政策評価をやるということを各省庁にお願いしたということではないわけでありまして、事前分析表を見ましても、目標管理型の政策評価に合わないような、モニタリングで十分できるようなものを目標管理型の政策評価にしているというような事例があります。結果的にそれが事務の負担につながっている。その意味で、その評価対象の選択、これが目標管理型の典型例であるというモデルケース、モニタリングで評価できる典型例を提示して、目標管理型政策評価に少しメリハリをつけたいと考えております。そのようなことを各省庁に伝えていきたい。

それから、目標管理型の政策評価は何をしたいかという、一つは、将来的な事務事業の改善であるとか政策開発の改善につなげていきたいというようなこと。現在の目標管理型は必ずしもそうになっていない。評価書だけで終わってしまう。事務改善や政策開発と言われるようなものの新たな政策開発につなげていない。ここを何とかしてそういうものとしていきたいということです。

それから、私どもは二兎（と）を追ったのですが、もう一つは国民ないし政治に対する説明責任を明確にしようとするということです。説明責任の点から見て、まだ事前分析表はやや説明的で、簡潔になっていない点があると思います。その意味でもう少し簡略化したいということも考えているわけです。目標管理型の、モデルケースを、何らかの指針を決めて演えき的に導き出すということは難しいものですから、目標管理型の点検をとおして、具体例とともに示していく作業が将来的に必要なと考えております。そういう形で最終報告書を取りまとめていきたい。

以上でございます。

（岡会長） ありがとうございます。

それでは、規制評価ワーキング・グループの主査の森田臨時委員、何かございましたらお願いいたします。

（森田臨時委員） 規制評価も同じようにこれだけの回数を重ねて検討しております。規制評価の場合には、いわゆる見える効果と見えない効果、あるいは逆の効果というものもありまして、その辺りがどうなっているかを把握できませんと、かなり不確実な議論になってしまうように思われております。したがって、現在は幾つかの例について丹念に調べていて、どのような問題点があるか、どのような影響があるかということについて考えてみようというところでございます。ただ、それをきちっと理論的に詰めて方法を確立するまでは相当時間がかかりますので、当面は評価書の中でそういう情報が提供されるよ

うに、また、ある程度類型を分けて、その類型ごとにどのようなポイントがあるかということを検討しようというところでございます。これにつきましては、むしろ御専門の岸本先生、何かございましたら。

(岸本専門委員) 特に大丈夫です。

(森田臨時委員) はい、以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、ただ今の件につきまして、何か御質問、御意見ございましたらお願いします。小野専門委員、どうぞ。

(小野専門委員) 私、目標管理型評価のワーキング・グループの委員を務めておりました、先週のワーキングに出席できなかったものですから、少し追加のコメントをさせていただきますと思います。今日御報告いただいたこの目標管理型のほうの検討の取組で主な意見に挙がっているもの、いずれもほとんどは同意なのですが、追加で何点か重要な点だけに絞って申し上げたいと思います。

まず、私も40の実際に見る施策のうち20について細かく読み込んだというか、分析というか、見てみたのですが、まず、見直し・改善に資するものにするという主な意見の1点目のところなのですが、これもおそらくワーキングでそういう議論があったかと思うのですが、省庁によってかなり品質というか、どのくらい目標管理型ということで評価がなされているかというのは、差があるような気がいたします。これはもちろん制度官庁と事業官庁の違いということもあるのですが、それにとどまらない、ある種の取組姿勢といいたいでしょうか、これは事務局のほうで各省庁にヒアリングをさせていただいているのですが、そのヒアリングの結果にもにじみ出ているようなところもあります。もう一つは、うまく評価、技術的にというか、対応できているかどうかというようなこともあり、かなり差がある状態かなと。ただ、各省庁さんのヒアリングにも出ていましたが、ある種、うまく定着していて、運用されているところもありますから、やはり年中というか、頻繁に制度が変わる、ルールが変わるというのは非常に望ましくないもので、そこはしっかりと考えていかなければいけないのかなということを思いました。

それから、2点目のところですが、評価疲れといいたいでしょうか、新たに負担を増やさないということ、これもこのとおりだと思うのですが、ただ、実際に読み込んでみるとわかりますのは、一つ、負担感、徒労感というか、そういうのにつながるだろうというのも幾つかあって、例えば事前分析表というのは、評価書本体と役割分担が本来あるはずなので

すが、省庁によっては事前分析表に書かれたことがほぼそのままというか、似たような表現で評価書にも書かれていて、場合によると行政事業レビューのシートにも同じような文章があって、そうなってしまうと、いろいろな事情があるにしても、担当される方はおそらく徒労感だけがあるということにもなるのではないかと思います。

それから、少し飛ばしまして、下から2番目の意見のところにあるエビデンスベースで目標を設定するまでのプロセスを明らかにと。エビデンスベースまでいかななくても、目標を設定し、事前分析表の中で政策の目標を明らかにして、その目標値も設定するという辺りが、この目標管理型政策評価のある種の肝というか、コアの部分だと思います。エビデンスまでいかななくても、ここの部分だけでも、きちんとそれが記述されているという点について、もちろんやや問題含みというか、課題があるものが我々の作業の対象の施策になったわけですが、私が見た20の中でもおそらく、一応政策としての目標が明記されていて、それに基づいて指標が設定されているものというのは2つぐらいしかなかったように思いますので、なかなかうまくいっていない。いろいろな理由があるとは思いますが。

最後に、何が何でも定量化しなければいけないという誤解があるのは、そのとおりだと思います。ただ、これはおそらく品質の低い数字があるとすると2通りあると思っています。一つは、もう少しきちんと定量化ができるはずなのにできていないものと、そこまで無理に定量化しなくていいものを無理に定量化しているものと、これは二つかなり違いますので、ある種のルールというか、制度で対応していくというのをどうすればいいかを考えていかなければいけないのかなと思います。

それから、ここには挙がっていないもので私が一つ感じたのは、国の政策で目標管理型の政策評価の対象になっているものでも、実際にそのサービスを提供する、国民にサービスを提供する中で自治体が入るものが非常に多いのですが、一部の省庁のシートにはそういうことも書かれているのですが、やはり国の政策の評価をするときに、指標ということでも、自治体でどうなっているかということが、あるいは地域でどうなっているかということを押さえるべきものが、かなりあると思うんです。が、そこはほとんど見られないのかなというのを改めて感じたところです。

最後の1点ですが、ここに書かれている何点かにも関わるのですが、今、目標管理型評価の対象になっていても、いわゆるパフォーマンスメジャメントの対象になっていても、やはり総合的にというか、掘り下げて評価をすべき政策がいろいろあるのだろうとも思いました。ただしそれに関連して一つあるのは、いろいろな基本計画とかそういうもので、

計画の中に効果についてきちんと検証すると書かれているものも最近は増えているのですが、そういうものはそこでやるということ、政策評価制度の中でやるということの関係をどうするかというのは少し考えなければいけないのかなと。各省庁さんに対し、事務局がヒアリングをされた中にも、そういう総合的な評価というか、突っ込んだ評価にやや前向きな発言をされている省庁もあるようですし、あと、これは実は数日前に新聞で見ましたが、ある省庁さんがきちんと変数のコントロールをするような格好で、本当にエビデンス、その費用対効果がどうかということをはっきりと示すための実証実験を来年からするという計画を発表されたことも出ていまして、これは正に総合評価であり、あるべき総合評価だと思えます。おそらく評価制度の枠とは別のところでなされるのだろうと思うのですが、その辺、そういう本格的な評価を政策評価制度と、あるいは目標管理型評価との関係を含めて整理が必要かなと思ったということでございます。

長くなりました。以上でございます。

(岡会長) はい、ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終わらせたいと思いますが、次回以降の審議日程について事務局から御説明ください。

(平野企画課企画官) 資料4を御覧ください。次回以降の審議日程につきましては、来年の1月19日(火)午後2時から第5回政策評価制度部会の開催を予定しております。また、2月23日(火)の午後1時半から第4回政策評価審議会を第6回政策評価制度部会との合同で開催することを予定いたしております。いずれも詳細につきましては改めて事務局のほうから連絡申し上げます。

以上です。

(岡会長) ありがとうございました。

以上をもちまして第3回政策評価審議会と第4回政策評価制度部会の合同会合を閉会いたします。

本日の議題に関し追加の御意見等がございましたら、事務局まで御連絡をいただければありがたいと思います。

それでは、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございました。